【公開版】

資料ー２

2020/9/17
日本原燃株式会社
再処理事業部

設工認申請に向けた対応スケジュール

項目	No.	項目	とりまとめ責任者
類型化	1	設備リスト作成方針	
	1-1	機種の設定の考え方（①の作業）	許認可業務課　課長
		機種設定の妥当性	許認可業務課　課長
	1-2	評価項目ごとの内容整理（③の作業）	新基準設計部長
	1-2-1	評価項目の整理結果の妥当性	新基準設計部長
	1-2-2	様式ー６，７のFIX	許認可業務課　課長
	2	設備リスト作成	
	2-1	機種分類の見直し（②の作業）	施設課
	2-2	評価項目の見直し	施設課
	2-3	機種ごとの設備リスト（機種リスト）作成・グループ化	新基準設計部長
	2-3-1	設備数が少ない機種（７・１１）	新基準設計部長
	2-3-2	類型化が困難と想定される機種（１・５・８・１２）	新基準設計部長
		グループ化の妥当性	新基準設計部長
	2-3-3	その他の機種（２・３・４・６・９・１０・１３・１４）	新基準設計部長
	3	設備リストのグループの更なる集約（④の作業）	新基準設計部長
	4	代表設備の選定	新基準設計部長
申請計画	5	分割申請の考え方の整理	許認可業務課　課長
	6	分割申請計画の見直し	許認可業務課　課長
作成要領	7	基本的考え方	
	7-1	設工認申請書の全体構成	許認可業務課　課長
	7-2	仕様表対象設備の考え方	許認可業務課　課長
	7-3	主要設備リスト対象の考え方	許認可業務課　課長
	7-4	申請対象の明確化	許認可業務課　課長
	8	仕様表の作成要領	許認可業務課　課長
	9	基本設計方針	許認可業務課　課長
	10	適用基準及び適用規格	許認可業務課　課長
	11	添付書類の考え方	許認可業務課　課長
	12	添付書類の作成要領	許認可業務課　課長
	13	添付図面の作成要領	許認可業務課　課長
	14	他施設と共用する設備の設工認書類の扱いについて	許認可業務課　課長
	15	類型化の考え方	許認可業務課　課長
	16	代表性の考え方	許認可業務課　課長
	17	設工認作成要領の周知・教育	許認可業務課　課長

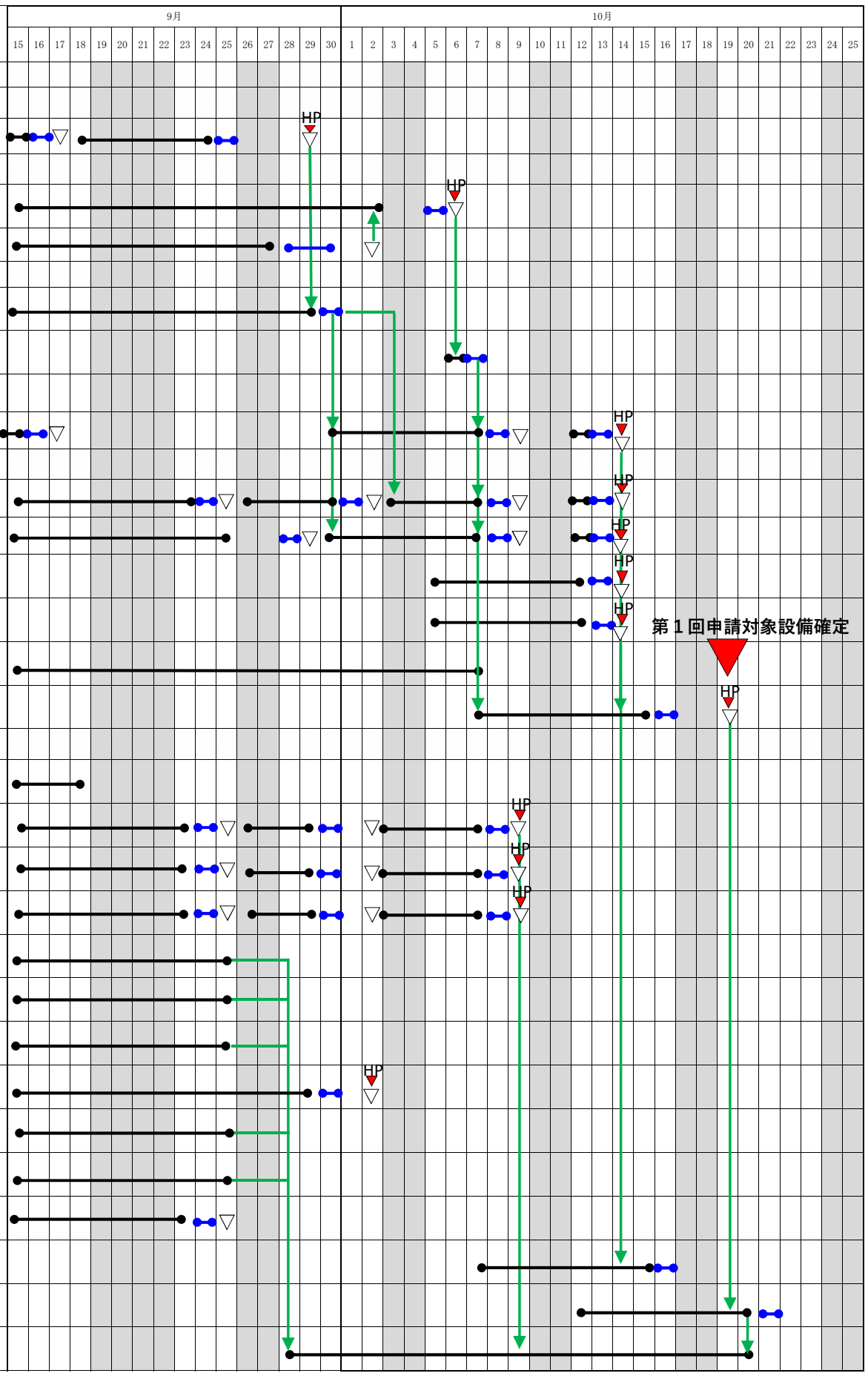

▽：面談（予定）

HP：ホールドポイント

：作業期間

：チェック期間

９月１４日審査会合資料抜粋

【設工認申請対象設備の抽出】

事業変更許可申請書から設工認申請対象設備を抽出 → 事業変更許可申請書の整合性を考慮し、事業変更許可申請書に記載された設備を抽出する。

【類型化の進め方】

①機種の設定 → ①ポンプ、容器など同じ機種に属する機器が多数存在することから、機種を設定する。

②申請対象設備を機種ごとに整理 → ②設工認申請対象設備の一覧の各機器に対し、機種を分類する。

③各機種の評価項目を考慮し、機種をグループ化 → ③評価項目を考慮して各機種の分割が必要なものを整理してグループ化する。（例：ポンプは耐震評価の内容により、横形ポンプ等、立形ポンプ、加振試験（機能維持）にグループ化）

④グループの更なる集約 → ④機種内のグループの更なる集約、機種間の集約を行う。

⇩

各グループの代表選定 → 類型化したグループごとに代表設備を系統構成を考慮した上で決定する。

14

機種分類

１.容器	８.電気計装設備
２.熱交換器	９.排気筒
３.ポンプ	１０.フィルタ
４.主要弁	１１.搬送装置
５.主配管	１２.機械装置
６.圧縮機	１３.建物・構築物
７.送・排風機	１４.ピット